



第137回 定時株主総会 招集ご通知



日 時

平成30年6月28日（木曜日）午前10時



場 所

大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号
当社本社

（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

決 議 事 項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く）4名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

株式会社 西島製作所

証券コード 6363

目 次

招集ご通知	2
事業報告	3
連結計算書類	29
計算書類	32
監査報告書	36
株主総会参考書類	40

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.torishima.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ①連結計算書類の連結注記表
- ②計算書類の個別注記表
- ◎当日当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承ください。株主の皆様におかれましては軽装にてご出席ください。
- ◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.torishima.co.jp/>）に掲載させていただきます。

証券コード 6363
平成30年6月5日

株 主 各 位

大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号

株式会社 西島製作所

代表取締役社長 原 田 耕 太 郎

第137回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第137回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月26日（火曜日）17時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 平成30年6月28日（木曜日） 午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号 当社本社
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第137期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査等委員会の第137期連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第4号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国で堅調な雇用情勢に支えられた旺盛な個人消費や設備投資の増加がみられたのをはじめ、欧州で政治的リスクの後退による消費マインドの回復、中国で各種政策効果による経済の持ち直しがみられるなど、全体として緩やかな回復基調にあります。一方、米中貿易戦争の懸念や中東における地政学的リスクによる景気の下振れが懸念される不透明な中で推移しました。

わが国の経済も、堅調な世界経済に支えられた輸出の増加や比較的安定した為替水準により緩やかな景気回復がみられました。しかしながら、景気回復と比べ個人所得の伸び悩みによる個人消費の低迷、また、地政学的なリスクの増大などで景気の先行きは不透明な中で推移しました。

このような中、当ポンプ業界におきましては、世界人口増加に対応するため水資源を中心としたインフラ整備や、老朽化した設備の更新、異常気象による集中豪雨対策など底堅い需要があるものの、先行き不透明感から設備投資意欲に力強さがなく、また、地球温暖化対策として石炭火力発電所の新設が見直しされるなど受注環境は厳しいものとなりました。

このような情勢のもと、当社グループは、高効率ポンプの開発・製造・販売に注力するとともに、エコポンプの販売促進、官公需向けの新技術の提案を継続して展開いたしました。また、サービス事業強化のためのアジアを中心とした拠点拡大、工場の生産性向上のための新型加工設備導入などにおいて積極的な投資を行いました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の受注高は42,233百万円（前連結会計年度43,483百万円比97.1%）となりました。

これを需要先別に見ますと、官公需は13,914百万円（前連結会計年度15,913百万円比87.4%）、民需は8,914百万円（前連結会計年度7,973百万円比111.8%）、外需は19,403百万円（前連結会計年度19,595百万円比99.0%）となりました。

当連結会計年度の売上高は45,381百万円（前連結会計年度44,414百万円比102.2%）を計上し、当連結会計年度末の受注残高としては45,328百万円（前連結会計年度48,476百万円比93.5%）を来期以降に繰り越すことになりました。

（当連結会計年度）平成29年度 需要先別の受注高、売上高、受注残高

単位：百万円、（ ）内構成比%

需 要 先 \ 区 分	受 注 高	売 上 高	受 注 残 高
官 公 需	13,914 （32.9）	16,621 （36.6）	12,082 （26.7）
民 需	8,914 （21.1）	8,436 （18.6）	5,729 （12.6）
外 需	19,403 （46.0）	20,322 （44.8）	27,516 （60.7）
計	42,233 （100.0）	45,381 （100.0）	45,328 （100.0）

(前連結会計年度) 平成28年度 需要先別の受注高、売上高、受注残高

単位：百万円、（ ）内構成比%

需 要 先 / 区 分	受 注 高	売 上 高	受 注 残 高
官 公 需	15,913 (36.6)	13,832 (31.2)	14,788 (30.5)
民 需	7,973 (18.3)	8,320 (18.7)	5,251 (10.8)
外 需	19,595 (45.1)	22,261 (50.1)	28,436 (58.7)
計	43,483 (100.0)	44,414 (100.0)	48,476 (100.0)

当連結会計年度の営業利益は、売上高の増加と売上総利益率の改善は見られたものの、中東プロジェクトの長期化による追加費用発生等により工事損失引当金等を約9億円計上したことや、販売費及び一般管理費の増加などにより、1,257百万円（前連結会計年度は営業利益1,462百万円）となりました。

経常利益は、営業外収益として持分法による投資利益96百万円が発生したことなどにより1,549百万円（前連結会計年度は経常利益1,871百万円）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失として関係会社株式評価損104百万円が発生したことなどにより854百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益1,532百万円）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、既存設備の更新、機械の増強等に総額883百万円を実施し、自己資金及び借入金等で賄っております。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

年 度 区 分	平成26年度 (第134期)	平成27年度 (第135期)	平成28年度 (第136期)	平成29年度 (第137期) (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	42,878	51,304	43,483	42,233
売 上 高 (百万円)	46,501	40,479	44,414	45,381
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	793	△1,663	1,871	1,549
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 又は親会社株 主に帰属する 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	405	△2,422	1,532	854
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	14.61	△88.13	56.15 (注)	31.50 (注)
総 資 産 (百万円)	71,987	66,198	67,719	71,651
純 資 産 (百万円)	36,532	32,794	33,713	34,017
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	1,308.22	1,179.57	1,221.94 (注)	1,240.33 (注)

(注) 1株当たり情報の算定上の基礎となる「1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数」及び「1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数」は、「株式給付信託（E S O P）」制度の信託財産として株式給付信託が保有する株式を控除しております。

(3) 対処すべき課題

世界人口が70億人を突破し、水・食糧・エネルギーの確保及び効率的な利用は、引き続き地球規模での大きな課題となっています。日本と比べ高い成長率を維持しているアジア各国などの海外市場の拡大をはじめ、国内市場においても、バイオマス発電の新設や老朽化したインフラの更新に伴うサービス事業の拡大、自然災害に強いインフラ整備のための公共事業の実施など底堅い需要が見込まれます。しかしながら環境問題による新規火力発電所に対する逆風や中東諸国の不安定な情勢等により受注環境は厳しいものへと急変しています。

また、サービス事業の確実な成長が期待されるなか、利益率の向上が見込めるものの、耐震対策と工場集約を兼ねた本社工場ビルの建替えに伴う一時的な費用の増加が見込まれます。

このような状況を反映して、平成29年度に策定した3カ年経営計画につきましては、以下のとおり修正しました。

3カ年の経営目標

単位：百万円

区 分 \ 年 度	平成29年度 (第137期)		平成30年度 (第138期)		平成31年度 (第139期)	
	計 画	実績	当初計画	修正計画	当初計画	修正計画
受 注 高	44,000	42,233	46,000	45,000	50,000	46,000
売 上 高	44,500	45,381	45,500	46,000	46,500	46,000
営 業 利 益	2,000	1,257	2,500	2,000	3,000	2,500
経 常 利 益	2,500	1,549	3,000	2,000	3,500	2,500
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益	1,800	854	2,000	1,400	2,500	1,800

(注) 3カ年の経営目標値は、現在の会計基準により算出しております。

3カ年経営計画では以下の経営施策を中心に取り組んでおります。

①イノベーションの推進

当社グループのコアポンプ（水・電力・インフラ）の製品力の強化・新製品の導入を図ります。さらにこれまで進めてきた、ポンプの効率化による省エネソリューションの推進や、近年頻発しているゲリラ豪雨などに対応できる新技術・新製品の開発・供給に加え、IoT/3D技術を活用したサービス市場向け新システムの開発を通して、社会の安全・安心にいっそう寄与します。

②グローバル展開

グローバルネットワークを活かし、機種別・顧客別に最適な拠点にて生産するグローバル生産体制を確立し、製品競争力の強化を図ります。

③生産性・業務品質の向上

生産性向上及び生産能力拡大のため積極的に最新機械などへの設備投資を行います。さらにこれまで取り組んできたトリシマ・イノベーション・システムの継続的な改善、定着化を目指します。

④サービス事業の拡大

中期経営計画の要となるサービス事業の強化をよりスムーズに実行していくために、組織を一新、社会システム本部（国内官公需）、産業本部（国内民需）、海外本部（外需）、の3本部フロント体制を敷き、それぞれが営業、技術、施工、サービスまで独立した機能を持ち、より迅速かつ柔軟に顧客ニーズに応じていきます。同時に、サービス部門の増員、とくにスーパーバイザー（点検・修理の技術力とともに顧客対応力も併せ持つエンジニア）の育成、増員を進め、より顧客満足度の高いサービスを提供していきます。なお、海外サービス拠点については、既存の拠点に加え、アジア諸国を中心にさらに拡充・強化し、米国拠点の新設も進めていきます。

⑤ガバナンスの強化

取締役会の実効性をさらに向上させ、企業価値向上に繋がります。また、海外を含む子会社管理の充実を図りガバナンスを強化します。

⑥人材の確保・育成

働き方改革推進チームを新たに発足させ、生産性向上による、働き方改革を推進します。また多様性に富んだ人的ネットワークを強化すべく、女性や外国人の活用を図り、ダイバーシティを推進します。さらに今後益々進めるグローバル展開に対応しうる人材を確保し育成します。

(4) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、当社と子会社23社及び関連会社4社で構成され、各種ポンプ・ポンププラント、環境装置、風力発電設備、小水力発電設備、メカニカルシール、その他ポンプ関連機器の製造・販売、据付工事・サービス、電気の供給及びこれらに附帯する業務を主な事業内容としております。

(5) 主要な事業所及び工場（平成30年3月31日現在）

①当社

本社	大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号
支社	東京
支店	大阪、九州（福岡市）、名古屋、札幌、仙台、広島、高松、シンガポール、 中東（アラブ首長国連邦）、北米（アメリカ）、台湾
営業所	沖縄（浦添市）、佐賀、横浜、和歌山
出張所	宇部、熊本、徳島
海外事務所	北京（中国）、サウジアラビア、カタール
工場	本社工場（大阪府高槻市）、九州工場（佐賀県武雄市）

②主要な子会社

株式会社九州トリシマ	佐賀県武雄市
西島ポンプ香港有限公司	香港
西島ポンプ（天津）有限公司	中国
PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING	インドネシア
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PTE. LTD.	シンガポール
TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD.	インド
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.	アラブ首長国連邦
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD.	イギリス
TORISHIMA EUROPE LTD.	イギリス

(6) 企業集団の従業員の状況（平成30年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,625名	45名増

(注) 従業員数は就業人員であり、嘱託社員61名及び臨時従業員数の年間の平均人員74名は含まれておりません。

(7) 重要な子会社の状況（平成30年3月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社九州トリシマ	百万円 100	% 100.0	小型ポンプの製造、販売
西島ポンプ香港有限公司	千ホンコンドル 29,675	% 100.0	ポンプ諸機械・プラントの販売及び設計施工
西島ポンプ（天津）有限公司	千元 41,125	% 86.7	ポンプ諸機械の製造、販売
PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING	百万ルピア 49,093	% 48.8	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PTE. LTD.	千シンガポールドル 200	% 100.0	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス
TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD.	千ルピー 65,116	% 100.0 (1.0)	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.	千UAEディルハム 4,000	% 100.0 (2.5)	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD.	千ポンド 10	% 100.0	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス

(注) 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

(8) 主要な借入先及び借入額（平成30年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	5,483百万円
株式会社日本政策投資銀行	3,000百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,000百万円
日本生命保険相互会社	500百万円

(注) 上記のほか、主要な借入先として、金融機関6行を借入先とするシンジケートローン（返済期限平成30年12月、借入金残高1,668百万円）、金融機関7行を借入先とするシンジケートローン（返済期限平成37年1月、借入金1,500百万円）、及び金融機関1行を借入先とするシンジケートローン（返済期限平成35年1月、借入金残高500百万円）があります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 60,000,000株
- ②発行済株式の総数 29,889,079株（うち自己株式2,726,906株）
- ③株主数 6,026名
- ④上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
公 益 財 団 法 人 原 田 記 念 財 団	2,810千株	10.2%
GOLDMAN, SACHS & CO.REG	1,964千株	7.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,850千株	6.7%
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,286千株	4.7%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,266千株	4.6%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	966千株	3.5%
株 式 会 社 栗 本 鐵 工 所	652千株	2.3%
株 式 会 社 日 阪 製 作 所	619千株	2.2%
THE BANK OF NEW YORK-JASDECTREATY ACCOUNT	572千株	2.0%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （ 信 託 口 ）	567千株	2.0%

(注) 1. 当社所有の自己株式（株式給付信託分を除く）については、上記上位10名の株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式（2,726,906株）のうち株式給付信託口（E S O P）自己株式（147,200株）を除く、当社所有自己株式（2,579,706株）を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称 (決議日)	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	発行価額	権利行使 価額	行使の 条件	権利行使期間
第1回新株予約権 (平成20年9月18日)	31個	普通株式 3,100株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	平成20年9月20日から 平成50年9月19日まで
第2回新株予約権 (平成21年7月16日)	72個	普通株式 7,200株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	平成21年7月18日から 平成51年7月17日まで
第3回新株予約権 (平成22年7月16日)	89個	普通株式 8,900株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	平成22年7月21日から 平成52年7月20日まで
第4回新株予約権 (平成23年7月15日)	119個	普通株式 11,900株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	平成23年7月20日から 平成53年7月19日まで
第5回新株予約権 (平成24年7月13日)	188個	普通株式 18,800株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	平成24年7月20日から 平成54年7月19日まで
第6回新株予約権 (平成25年7月12日)	193個	普通株式 19,300株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	平成25年7月19日から 平成55年7月18日まで
第7回新株予約権 (平成26年7月14日)	138個	普通株式 13,800株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	平成26年7月19日から 平成56年7月18日まで
第8回新株予約権 (平成27年7月9日)	203個	普通株式 20,300株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	平成27年7月22日から 平成57年7月21日まで
第9回新株予約権 (平成28年7月7日)	194個	普通株式 19,400株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	平成28年7月21日から 平成58年7月20日まで
第10回新株予約権 (平成29年7月7日)	221個	普通株式 22,100株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	平成29年7月22日から 平成59年7月21日まで

(注) 1.新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、取締役（監査等委員を除く）は取締役（監査等委員を除く）、取締役（監査等委員）は取締役（監査等委員）の、それぞれの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日まで
の間に限り、新株予約権を行使できることとします。

2.新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。

② 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	取締役 (監査等委員を除く)		取締役 (監査等委員)	
	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数
第1回新株予約権	31個 (3,100株)	1名	-	-
第2回新株予約権	72個 (7,200株)	2名	-	-
第3回新株予約権	89個 (8,900株)	3名	-	-
第4回新株予約権	119個 (11,900株)	3名	-	-
第5回新株予約権	188個 (18,800株)	3名	-	-
第6回新株予約権	193個 (19,300株)	3名	-	-
第7回新株予約権	138個 (13,800株)	3名	-	-
第8回新株予約権	164個 (16,400株)	4名	39個 (3,900株)	3名
第9回新株予約権	149個 (14,900株)	4名	45個 (4,500株)	4名
第10回新株予約権	178個 (17,800株)	5名	43個 (4,300株)	4名

(4) 会社役員の状況

①取締役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 最高執行役員社長	原 田 耕 太 郎	
代表取締役副社長	藤 川 博 道	
取締役 専務執行役員	久 島 哲 也	経営企画室長兼生産本部長
取締役 常務執行役員	吉 川 宣 行	調達本部長
取締役 常務執行役員	羽 牟 幸 一 郎	技術本部長兼研究開発部長
取締役 （監査等委員・常勤）	福 田 豊	
取締役 （監査等委員）	津 田 晃	宝印刷株式会社 取締役
取締役 （監査等委員）	伯 川 志 郎	公認会計士
取締役 （監査等委員）	秋 山 洋	弁護士法人御堂筋法律事務所 弁護士 小太郎漢方製薬株式会社 社外監査役 株式会社藤木工務店 社外監査役

(注) 1. 取締役（監査等委員）津田 晃氏、取締役（監査等委員）伯川 志郎氏及び取締役（監査等委員）秋山 洋氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 取締役（監査等委員）津田 晃氏、取締役（監査等委員）伯川 志郎氏及び取締役（監査等委員）秋山 洋氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

3. 当社と取締役（監査等委員）津田 晃氏、取締役（監査等委員）伯川 志郎氏及び取締役（監査等委員）秋山 洋氏は、会社法第427条に定める制度により、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする契約を締結しております。

4. 取締役（監査等委員・常勤）福田 豊氏は、長年にわたり当社グループ経理部門において財務及び会計業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 取締役（監査等委員）伯川 志郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員を選定しております。

②取締役を支払った報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 （ 監 査 等 締 員 を 除 く ） 役	5名	84百万円
取 （ 監 査 締 等 委 員 ） 役	4名	43百万円
合 計	9名	128百万円

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与52百万円は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、ストックオプション19百万円を含んでおります。
3. 取締役（監査等委員）の報酬等の額には、ストックオプション4百万円（うち社外取締役3百万円）を含んでおります。
4. 株主総会決議に基づく取締役の報酬限度額（年額）は、取締役（監査等委員を除く）年額180百万円（平成27年6月26日開催第134回定時株主総会）、取締役（監査等委員）年額60百万円（平成27年6月26日開催第134回定時株主総会）であります。また別枠で、ストックオプション報酬限度額（年額）としては、取締役（監査等委員を除く）年額30百万円（平成27年6月26日開催第134回定時株主総会）、取締役（監査等委員）年額6百万円（平成27年6月26日開催第134回定時株主総会）であります。

(5) 社外役員に関する事項

①社外役員を支払った報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額	子会社からの役員報酬等
社 外 役 員	3名	28百万円	－

②他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役（監査等委員）津田 晃氏、社外取締役（監査等委員）伯川 志郎氏及び社外取締役（監査等委員）秋山 洋氏の兼職状況は、前記「(4) ①取締役の状況」に記載のとおりであります。

なお、津田 晃氏の兼職先であります宝印刷株式会社は当社の取引先であります。取引の規模、性質に照らして、株主、投資家の判断に何ら影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略しております。

秋山 洋氏の兼職先であります弁護士法人御堂筋法律事務所、小太郎漢方製薬株式会社及び株式会社藤木工務店と当社とは特別な関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会においては、取締役（監査等委員）津田 晃氏は10回中10回、取締役（監査等委員）伯川 志郎氏は10回中9回、取締役（監査等委員）秋山 洋氏は、10回中10回出席しております。

各氏は取締役会において各々の豊富な経験や見識及び専門的知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、経営全般にわたって発言を行っております。

当事業年度開催の監査等委員会においては、取締役（監査等委員）津田 晃氏は11回中11回、取締役（監査等委員）伯川 志郎氏は11回中10回、取締役（監査等委員）秋山 洋氏は、11回中11回出席しております。

各氏は監査等委員会において各々の豊富な経験や見識及び専門的知見に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。

(6) 会計監査人の状況

①名称

有限責任監査法人 トーマツ

②報酬等の額

報酬等の額	38百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の従前の職務執行実績及び報酬実績を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬見積りの算出根拠等を検討したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、西島ポンプ香港有限公司、西島ポンプ (天津) 有限公司、PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING、TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PTE. LTD.、TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD.は、当社の会計監査人及びそのグループのメンバーファーム以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格を有するものを含む）の監査を受けております。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第5項に基づき、会計監査人が会社法第340条第1項各号の解任事由に該当する場合、協議のうえ監査等委員である取締役全員の同意により解任いたします。

また、監査等委員会は、その他当社についての監査業務に支障が生じると認められる場合あるいはより適正な監査のために会計監査人を変更することが妥当と判断した場合には、会計監査人の選任及び解任並びに再任しないことに関する株主総会への提出議案の内容を決定いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容の概要

会社法第362条第5項に基づき、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（内部統制システム）の整備基本方針を定めました。

本内部統制システムは、確実に実施するとともに、本システム及びそれに関する社内規程等は必要に応じた見直しを行い、効率的で適法な企業体制の維持・改善を図るものとします。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①-1 当社は、「金銭の赤字は出しても信用の赤字は出さず」の社是のもと、法令遵守、公平・公正、社会倫理に反する行為の禁止、風紀・秩序の維持、差別の禁止、違反についての是正措置などの基本姿勢を定め、取締役及び使用人はその内容を遵守すべく、周知徹底を図るものとします。

①-2 職場での企業倫理等に関する相談窓口及び「コンプライアンス委員会」を当社に設置し、当委員会は、（ア）当社及び子会社から成る当社グループの遵法体制・倫理体制の構築と、これらの状況把握、（イ）企業倫理に関する内部監査の結果について各執行部門へ指導・助言、（ウ）企業倫理に関する教育計画、教育活動についての指導・助言、（エ）社内通報に関する対応について相談窓口へ指導・助言を任務とします。

①-3 当社は、取締役及び使用人に対し、担当部門からコンプライアンス及び法令等に関する定期的な情報の提供を行い、またコンプライアンスに関する教育・啓発活動を必要に応じて行います。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会に関する文書、取締役会、その他重要な会議に関する文書、稟議書、契約書、その他取締役の職務の執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む）について、社内規程に従った保存、管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営リスク、事故・自然災害リスク、政治・経済・社会リスクを適切に管理するため、平常時における全社的なリスクマネジメント推進及び緊急時におけるリスク対策につき社内規程を定め、体制を整備します。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
 - ④-1 当社は、執行役員制度を採用し、業務の執行と監督の分離を図ります（平成18年6月29日付けで執行役員制度導入）。取締役会は、経営の意思決定と取締役及び執行役員の業務執行状況の監督を行います。
 - ④-2 当社は、取締役及び使用人の各職位に関する職務内容及び責任権限並びに各組織単位の業務分掌を社内規程に定め、効率経営を行うとともに、それに従った職務責任体制で業務が行われているか定期的に内部監査を行います。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ⑤-1 当社は、当社及び子会社から成る当社グループが相互に協力し、ともに企業価値の向上を図るために管理体制を整備し、子会社に対する支援及び経営指導・監督、管理を行います。
 - ⑤-2 当社は、当社及び子会社から成る当社グループ全体の業務の適正性を確保するため、各子会社に事業内容、規模等を考慮した内部統制システム構築の基本方針に沿った内部統制システムを整備させ、当社の担当部門はその状況を確認します。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性確保に関する事項
 - ⑥-1 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことの必要性が生じた場合、若しくは監査等委員会から求めがあった場合には、監査等委員会と協議のうえ合理的な配置を行います。
 - ⑥-2 上記使用人を置くに至った場合、当該使用人に対する指揮命令権は監査等委員会に帰属するものとし、評価、賃金、異動等の人事事項は事前に監査等委員会の同意を得た上で決定します。当該使用人への必要な調査権限の付与等を行い、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保するとともに監査等委員会の指示の実効性を確保します。
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制並びにその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ⑦-1 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が職務執行の状況について監査等委員会に定期的に報告を行い、また、当社及び子会社から成る当社グループの重要事項については、子会社から報告を受けた取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人、若しくは子会社の取締役及び使用人から、都度、当社監査等委員会に報告を行う体制を整備します。

- ⑦-2 前項に関わらず、監査等委員会は当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、必要に応じて随時報告を求めることができるものとします。
 - ⑦-3 内部監査部門及び管理部門がその業務の補助を行う体制を整えます。
 - ⑦-4 第1項及び第2項による報告をした者は、不利な取り扱いを受けないことを社内規程に定め、適正に運用します。
 - ⑦-5 監査等委員である取締役は、その職務の執行について生じる費用を当社に対して請求できるものとします。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - ⑧-1 当社は、反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応します。
 - ⑧-2 当社は、平素より関係行政機関、弁護士等からの情報収集に努め、事案の発生時には速やかに対処できる体制を構築します。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、平成27年6月26日付で監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員である取締役（社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図っております。業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① コンプライアンス
 - ①-1 当社グループの倫理規範や行動基準については、研修や社内掲示のほか、日常の職場指導において活用し、周知徹底を図っております。また、コンプライアンスに関する理解や遵守すべき法令等についても、研修等を通じて教育を行っております。
 - ①-2 内部通報制度を整備し、全ての役職員の職務執行における不正行為又は法令若しくは定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、通常の職制ルートを経さず、直接コンプライアンス委員会・内部監査室・監査等委員会に報告できる体制を敷いて運用しております。
- ② リスク管理
 - ②-1 事業継続計画（ＢＣＰ）等に係る各種の社内規程を整備するとともに、防災訓練の実施などＢＣＰが有効に機能するよう必要な対応を行っております。

②-2 製品・サービスの品質に関する諸問題について、年2回開催の品質委員会において、再発防止、予防処置、製品の改善等を審議し、当社の品質マネジメントシステムが有効に機能しているか確認しております。また、環境マネジメントシステムを導入し、環境関連の法令違反防止や消費エネルギー削減及び高効率ポンプ等の環境貢献製品の開発・提供によるCO₂削減に取り組んでおり、環境マネジメントシステムの妥当性・適合性及び有効性を審議するため環境委員会を年2回開催しております。

②-3 サイバー攻撃への備えなど情報セキュリティの強化に向け、社内連絡を通じてルールの再確認と周知徹底を図っております。

③ 効率的な職務執行体制

③-1 執行役員制度の導入により、経営における監督機能を担う取締役と業務執行を担う執行役員の責任と役割を明確にするとともに、経営監督機関としての取締役会と、経営の執行に係る最高協議機関としての執行役員会をそれぞれ設置し、取締役会は原則として毎月1回、執行役員会は原則として毎週1回開催しております。

③-2 全ての役職員は組織業務分掌規程等の社内規程に則った業務運営を行うとともに、内部監査室による業務監査や財務報告に係る内部統制の有効性に係る監査を行っております。

④ グループ内部統制

当社グループ各社から営業成績、財務状況その他重要な情報の報告を適宜受けるとともに、管掌する執行役員を明確にして子会社に対する支援及び経営指導・監督、管理を行っております。さらに、海外子会社については、海外企画部を設け、社内関連部門と連携して管理上必要な統制、調整及び指導を行っているほか、TGT（トリシマ・グローバル・チーム）ミーティングを年2回開催し、各社の経営戦略に基づく経営計画や経営成績の進捗状況等について審議しております。

⑤ 監査等委員会

監査等委員会は、取締役、会計監査人及び内部監査室との会合等を通じ、当社グループの重要な事項についての報告を受け、情報交換を行っております。また、必要に応じて随時、当社グループの取締役及び使用人との情報交換や報告等を求めています。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 剰余金の配当等の決定方針

当社の配当方針は株主各位への安定的配当を継続することを基本とし、新たな成長のための投資に利益を配分することを考慮して、配当性向は30%を目安としております。内部留保資金につきましては、新たな成長を目指して、今後の高度化するポンプ及び関連機器、関連ソフトウェアに対処するための技術開発や新製品開発及び既設ポンプ機場・プラントのメンテナンス活動並びに生産の合理化のための生産設備、地球環境保全のための環境事業展開等の業容の拡大に有効に投資してまいりたいと考えております。

(2) 当期の剰余金処分

当期の剰余金処分につきましては、上記の基本方針に基づくとともに、株主各位の日頃のご支援にお応えするため、1株当たり普通配当9円とし、既に実施済みの中間配当金9円を合わせ年間1株当たり18円とさせていただきました。期末配当金の総額は245百万円であります。

(3) 連結配当規制適用会社

当社は、連結配当規制適用会社であります。

5. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきと考えています。

ただし、株式等の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要かつ十分な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2) 基本方針の実現のための取組みについて

当社は、明らかに当社グループの企業価値あるいは株主の皆様の利益を害すると判断される買収行為に対しては、第127回定時株主総会におきまして、以下の取組み（事前警告型買収防衛策）（以下「現プラン」といいます。）を行うことを決議し、第136回定時株主総会において一部変更を加え継続することを決議しております。

①現プランは、以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け、又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め現プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i)当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

(ii)当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

②買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して現プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

③上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、当社に対して、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断、並びに当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については速やかに開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、一定の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤当社取締役会は、上記④の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。

(i)買付者等が現プランに定める手続きを遵守しなかった場合、又は、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合

当社取締役会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められ、かつ対抗措置の発動が相当と認められる場合には、例外的措置として、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

(ii)買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがある場合

当社取締役会は、上記(i)に該当しない場合であっても、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがあるものと認められる場合であって、対抗措置の発動決議を行うことが相当と認められる場合には、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために下記⑥に定める手続きを行うものとします。

(iii)買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものではないと認められる場合

当社取締役会は上記(i)及び(ii)に定める場合を除き、対抗措置の不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記(i)(ii)(iii)の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑥当社取締役会は、上記⑤(ii)に該当する場合、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施するものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思確認総会又は書面投票のいずれによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。また、当社取締役会は、株主意思確認総会又は書面投票を実施した場合には投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑦当社取締役会が上記⑤の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後、又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付行為を中止した場合、又は(ii)対抗措置を発動するかどうかの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと認められる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとし、

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧大規模買付等の開始時期

買付者等は、上記①から⑥までに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動、又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとし、

⑨現プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記⑤に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととし、

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。

⑩現プランの有効期間、廃止及び変更

現プランの有効期間は、平成29年6月29日の定時株主総会決議の日から、平成32年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間となっております。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において現プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、現プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとし、また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により現プランの廃止の決議がなされた場合には、現プランはその時点で廃止されるものとし、

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、現プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、現プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

(3) 上記の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

- ①当社取締役会は上記（2）の取組みは上記（1）の基本方針に沿ったものであり、上記（2）⑤（i）の場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置の発動について株主の意思を直接確認するものであることから株主共同の利益を損なうものではないと判断します。
- ②当社取締役会は上記（2）の取組みは合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していることから、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断します。

〔注〕 本事業報告に記載している数字は、金額、株数及び持株比率については表示単位未満を切り捨てて表示し、その他については四捨五入して表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	49,067	流動負債	24,130
現金及び預金	11,474	支払手形及び買掛金	10,998
受取手形及び売掛金	26,784	短期借入金	4,196
商品及び製品	228	未払法人税等	379
仕掛品	7,639	前受金	3,091
原材料及び貯蔵品	1,663	賞与引当金	856
前渡金	661	製品保証引当金	722
繰延税金資産	511	工事損失引当金	1,635
その他	946	その他	2,250
貸倒引当金	△841	固定負債	13,504
固定資産	22,583	長期借入金	11,095
有形固定資産	9,631	繰延税金負債	1,408
建物及び構築物	3,869	役員退職慰労引当金	19
機械装置及び運搬具	2,384	退職給付に係る負債	300
工具、器具及び備品	346	その他	679
土地	2,490	負 債 合 計	37,634
リース資産	437	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	102	株主資本	30,494
無形固定資産	1,416	資本金	1,592
ソフトウェア	1,293	資本剰余金	7,604
のれん	20	利益剰余金	23,138
その他	103	自己株式	△1,841
投資その他の資産	11,536	その他の包括利益累計額	3,196
投資有価証券	10,497	その他有価証券評価差額金	2,039
長期貸付金	349	繰延ヘッジ損益	72
退職給付に係る資産	597	為替換算調整勘定	621
繰延税金資産	55	退職給付に係る調整累計額	461
その他	561	新株予約権	142
貸倒引当金	△523	非支配株主持分	184
資 産 合 計	71,651	純 資 産 合 計	34,017
		負 債 純 資 産 合 計	71,651

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		45,381
売上原価		34,426
売上総利益		10,954
販売費及び一般管理費		9,697
営業利益		1,257
営業外収益		676
受取利息	25	
受取配当金	242	
持分法による投資利益	96	
受取賃貸料	143	
その他	169	
営業外費用		384
支払利息	120	
シンジケートローン手数料	67	
為替差損	94	
その他	103	
経常利益		1,549
特別損失		104
関係会社株式評価損	104	
税金等調整前当期純利益		1,444
法人税、住民税及び事業税	385	569
法人税等調整額	183	
当期純利益		875
非支配株主に帰属する当期純利益		20
親会社株主に帰属する当期純利益		854

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,592	7,769	22,774	△1,904	30,233
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△491		△491
親会社株主に帰属する当期純利益			854		854
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				63	63
連結子会社株式の取得による持分の増減		△165			△165
当連結会計年度中の変動額合計	－	△165	363	62	260
当連結会計年度末残高	1,592	7,604	23,138	△1,841	30,494

	その他の包括利益累計額					新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	1,832	6	743	307	2,891	118	470	33,713
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△491
親会社株主に帰属する当期純利益								854
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								63
連結子会社株式の取得による持分の増減								△165
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	207	65	△121	153	305	23	△285	43
当連結会計年度中の変動額合計	207	65	△121	153	305	23	△285	303
当連結会計年度末残高	2,039	72	621	461	3,196	142	184	34,017

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	40,789	流動負債	21,032
現金及び預金	8,734	支払手形	814
受取手形	1,723	買掛金	9,251
売掛金	21,820	短期借入金	3,551
商品及び製品	121	リース債務	130
仕掛品	5,842	未払金	960
原材料及び貯蔵品	985	未払法人税等	246
前渡金	426	未払費用	348
前払費用	174	前受金	2,589
繰延税金資産	477	預り金	41
短期貸付金	849	賞与引当金	739
その他	382	製品保証引当金	711
貸倒引当金	△748	工事損失引当金	1,596
固定資産	20,915	その他	49
有形固定資産	7,236	固定負債	12,852
建物	2,637	長期借入金	11,095
構築物	235	リース債務	297
機械及び装置	1,546	繰延税金負債	1,102
車両運搬具	12	退職給付引当金	106
工具、器具及び備品	184	その他	249
土地	2,166	負債合計	33,884
リース資産	394	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	58	株主資本	25,566
無形固定資産	1,316	資本金	1,592
ソフトウェア	1,295	資本剰余金	7,839
その他	21	資本準備金	4,610
投資その他の資産	12,361	その他資本剰余金	3,229
投資有価証券	9,118	利益剰余金	17,974
関係会社株式・出資金	2,250	利益準備金	398
長期貸付金	1,449	その他利益剰余金	17,576
その他	509	固定資産圧縮積立金	397
貸倒引当金	△967	配当平均積立金	1,400
資産合計	61,704	別途積立金	11,470
		繰越利益剰余金	4,309
		自己株式	△1,841
		評価・換算差額等	2,111
		その他有価証券評価差額金	2,038
		繰延ヘッジ損益	72
		新株予約権	142
		純 資 産 合 計	27,820
		負債純資産合計	61,704

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		37,008
売上原価		30,030
売上総利益		6,977
販売費及び一般管理費		6,536
営業利益		441
営業外収益		840
受取利息	54	
受取配当金	560	
受取賃貸料	153	
その他	72	
営業外費用		519
支払利息	82	
シンジケートローン手数料	67	
為替差損	64	
貸倒引当金繰入額	220	
その他	84	
経常利益		762
特別損失		100
関係会社株式評価損	100	
税引前当期純利益		661
法人税、住民税及び事業税	297	478
法人税等調整額	180	
当期純利益		183

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,592	4,610	3,229	7,839
当事業年度中の変動額				
自己株式の処分				
当事業年度中の変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	1,592	4,610	3,229	7,839

	株主資本					
	利益剰余金					
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
		固定資産圧縮積立金	配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	398	398	1,400	11,470	4,616	18,283
当事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		△0			0	－
剰余金の配当					△491	△491
当期純利益					183	183
当事業年度中の変動額合計	－	△0	－	－	△307	△308
当期末残高	398	397	1,400	11,470	4,309	17,974

	株 主 資 本		評価・換算差額等			新 予 約 株 権	純 資 産 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,904	25,811	1,831	6	1,838	118	27,769
当事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－		－
剰余金の配当		△491			－		△491
当期純利益		183			－		183
自己株式の取得	△0	△0			－		△0
自己株式の処分	63	63			－		63
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）		－	206	65	272	23	296
当事業年度中の変動額合計	62	△245	206	65	272	23	50
当期末残高	△1,841	25,566	2,038	72	2,111	142	27,820

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄 本

独立監査人の監査報告書		平成30年5月9日
株式会社 西島製作所		
取締役会 御中		
有限責任監査法人 トーマツ		
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	増 村 正 之 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	荒 牧 秀 樹 ㊞
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社西島製作所の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。 連結計算書類に対する経営者の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 監査人の責任 当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。 監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 監査意見 当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西島製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。 利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上		

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄 本

独立監査人の監査報告書		平成30年5月9日
株式会社 西島製作所		
取締役会 御中		
有限責任監査法人 トーマツ		
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	増 村 正 之 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	荒 牧 秀 樹 ㊞
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社西島製作所の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第137期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。 計算書類等に対する経営者の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 監査人の責任 当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。 監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 監査意見 当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。 利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上		

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第137期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損うものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月15日

株式会社 西島製作所 監査等委員会

監査等委員(常勤) 福 田 豊 ㊟
監 査 等 委 員 津 田 晃 ㊟
監 査 等 委 員 伯 川 志 郎 ㊟
監 査 等 委 員 秋 山 洋 ㊟

(注) 監査等委員 津田 晃、監査等委員 伯川 志郎及び監査等委員 秋山 洋は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）4名選任の件

現任取締役（監査等委員であるものを除く）原田耕太郎、藤川博道、久島哲也、吉川宣行、羽牟幸一郎の5氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員であるものを除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1 はら だ こう た ろ う
原 田 耕 太 郎

（昭和36年10月2日生）

再 任

〈所有する当社株式の数〉
24,300株

〈略歴、地位、担当〉

昭和59年 4月	（株）大和銀行（現 （株）りそな銀行）入行	平成13年 6月	当社常務取締役
平成 9 年 5月	同行信託財産部部長代理		当社営業本部長
平成 9 年 7月	当社入社	平成16年 6月	当社代表取締役専務
平成10年 8月	当社社長室長	平成18年 6月	当社代表取締役社長
平成11年 6月	当社取締役		最高執行役員社長（現在に至る）
平成12年 8月	当社社長室長兼 営業本部副本部長		

〈重要な兼職の状況〉

なし

（取締役候補者とした理由）

平成18年6月の代表取締役社長就任以来、経営の中核において強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの企業価値向上に努めてまいりました。今後さらに、当社グループの中長期的な企業価値を向上させていくために不可欠な役割を果たすものと判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

2くじまてつや島哲也

(昭和36年1月25日生)

再任

〈所有する当社株式の数〉
10,700株

〈略歴、地位、担当〉

昭和60年 4月 当社入社

平成13年 6月 当社風力発電営業部長

平成16年 7月 当社調達部長

平成17年 7月 当社調達本部長

平成18年 6月 当社執行役員

平成20年 5月 当社常務執行役員

平成22年 6月 当社取締役（現在に至る）
当社上席常務執行役員

平成26年 4月 当社専務執行役員（現在に至る）

平成27年 4月 当社経営企画室長兼調達本部長及び
管理本部管掌

平成29年 4月 当社経営企画室長兼生産本部長
（現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉
なし

〈取締役候補者とした理由〉

主に風力発電部門、調達部門に関する業務に従事し、平成29年4月からは生産部門の新たな改革を進めるべく業務を推進しております。これらの経験や知見を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3よしかわのぶゆき吉川宣行

(昭和24年2月4日生)

再任

〈所有する当社株式の数〉
5,000株

〈略歴、地位、担当〉

昭和46年 4月 当社入社

平成 9 年 7月 当社品質保証部長

平成19年 6月 当社CSR推進室長

平成22年 4月 当社執行役員CSR本部長

平成25年 4月 当社執行役員生産本部副本部長

平成26年 4月 当社常務執行役員生産本部長

平成27年 6月 当社取締役（現在に至る）

平成29年 4月 当社常務執行役員調達本部長
（現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉
なし

〈取締役候補者とした理由〉

主に品質保証部門、CSR推進部門、生産部門に関する業務に従事し、平成29年4月からは調達部門の新たな改革を進めるべく業務を推進しております。これらの経験や知見を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4はむこういちろう羽牟幸一郎

(昭和42年12月7日生)

再任

〈所有する当社株式の数〉
1,500株

〈略歴、地位、担当〉

平成 3 年	4月	当社入社	平成25年	4月	執行役員技術本部長
平成21年	4月	TGT技術部長	平成27年	4月	常務執行役員技術本部長
平成23年	3月	アプリケーション・エンジニアリング部長	平成28年	4月	常務執行役員技術本部長兼研究開発部長
		兼TGT営業部長	平成29年	6月	当社取締役（現在に至る）
平成24年	4月	執行役員アプリケーション・エンジニアリ	平成30年	4月	常務執行役員技術本部長（現在に至る）
		ング部長兼TGT営業部長			

〈重要な兼職の状況〉
なし

〈取締役候補者とした理由〉
主にエンジニアリングに関する業務に従事するとともに、研究開発部門や海外営業部門の責任者を務めるなど、新製品の企画開発、海外販売力強化に向けた取り組みを推進してまいりました。これらの経験や知見を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

(注) 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

現任監査等委員である取締役 秋山洋氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

あき		やま	ひろし	再 任		〈所有する当社株式の数〉 400株
秋		山	洋	社外取締役		
(昭和44年8月6日生)						
〈略歴、地位、担当〉						
平成 6 年	4月	弁護士登録 大阪弁護士会所属 御堂筋法律事務所（現 弁護士法人御堂筋 法律事務所）入所		平成23年	6月	小太郎漢方製菓（株）社外監査役 （現在に至る）
平成15年	1月	同弁護士法人に改組 社員弁護士 （現在に至る）		平成27年	6月	（株）藤木工務店社外監査役（現在に至る）
				平成28年	6月	当社監査等委員である社外取締役 （現在に至る）
〈重要な兼職の状況〉						
小太郎漢方製菓株式会社 社外監査役						
株式会社藤木工務店 社外監査役						
〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由〉						
弁護士として企業法務、ガバナンスに関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、経営陣から独立した客観的立場で、取締役会において的確な提言・助言をいただいております。このようなことから、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としたしました。						

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は候補者との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とします。候補者の再任が承認された場合、当社は候補者との間の同責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は候補者を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。候補者の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。
5. 候補者は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬等の額は、平成27年6月26日開催の第134回定時株主総会において、年額180,000千円以内（但し、使用人兼務の場合の使用人分給与を含まない。）、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権は別枠で年額30,000千円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式を付与するために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、現行の株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権と同じ年額30,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。なお、本議案をご承認いただいた場合、従来の株式報酬型ストック・オプションにつきましては、今年度以降の付与は行わない予定です。

現在の対象取締役は5名ですが、第1号議案「取締役（監査等委員であるものを除く）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年45,000株以内といたします。但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。

その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役であったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除する。但し、対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第4号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、平成27年6月26日開催の第134回定時株主総会において、年額60,000千円以内、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権は別枠で年額6,000千円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、監査等委員である取締役に対し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

本議案に基づき、監査等委員である取締役に対して譲渡制限付株式を付与するために支給する報酬は金銭債権（以下、「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、現行の株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権と同じ年額6,000千円以内といたします。また、各監査等委員である取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員である取締役の協議によって決定することといたします。なお、本議案をご承認いただいた場合、従来の株式報酬型ストック・オプションにつきましては、今年度以降の付与は行わない予定です。

現在の監査等委員である取締役は4名ですが、第2号議案「監査等委員である取締役1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

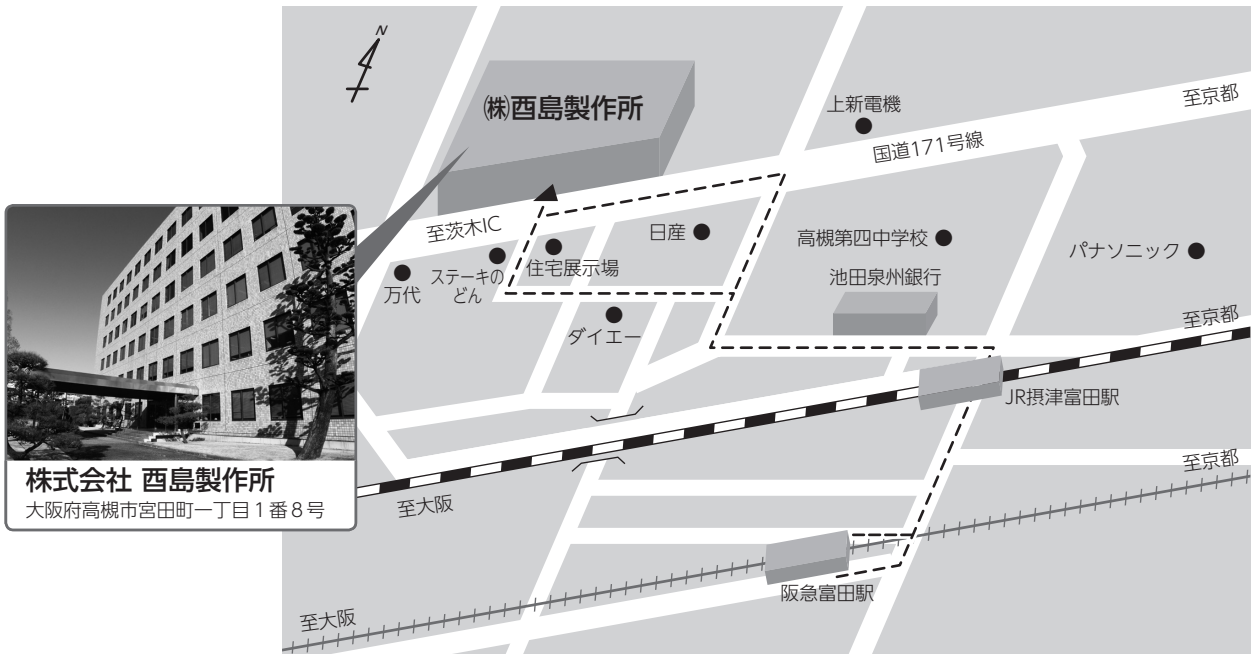
また、監査等委員である取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年9,000株以内といたします。但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。

その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と監査等委員である取締役との間で、「第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」に記載の本割当契約と同様の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

以 上

第137回 定時株主総会
会場ご案内略図



交通のご案内



電車
来られる方

車
来られる方

JR摂津富田駅より徒歩6分山手
阪急富田駅より徒歩10分山手
名神高速道路茨木ICより約3km